

# 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント契約重要事項説明

## 1. 事業の目的（第1条）

◇ 事業者は利用者の委託を受けて、利用者に対し、介護保険関係法令の趣旨に従つて、その存する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防サービス計画等の作成を支援するとともに、必要なサービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。サービスの提供がされるよう、サービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。

## 2. 運営の方針

- ① 事業者は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう配慮した事業を行います。
- ② 事業の実施にあたっては、心身の状況やその置かれている環境等に応じて、出来る限り要介護にならないよう利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために適切なサービスが、総合的かつ効率的に提供されるようその調整に努めます。
- ③ 事業の実施にあたっては、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って特定の種類又は介護予防事業者若しくは地域密着型介護サービス事業者に不正に偏ることのないように、公正中立に行います。
- ④ 事業の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行います。
- ⑤ 事業の運営にあたっては、郡山市及び関係市町村、地域包括支援センター等やサービス事業等、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的かつ偏りのないサービス提供に努めます。

## 3. 事業所の概要

事業所名	片平・喜久田指定介護予防支援事業所及び片平・喜久田地域包括支援センター				
介護予防支援事業所番号	0700300098				
所在地及び連絡先	郡山市片平町字妙見館1番1 電話 024-962-0354				
職員体制	職種	員 数	主な職務内容	勤務体制	計
	管理者	1	事業全体の統括管理	兼務	1名
	主任介護支援専門員	1	介護予防サービス計画及び介護予防		
	保健師等	2	ケアマネジメントの作成と見直し・給付		5名
実施地域	郡山市片平町・喜久田町（一部富田地域分をのぞく）				
営業時間	午前8時45分～午後5時 <b>※定休日：日曜日、祝日、12月31日～1月3日</b>				
実施主体	郡山市・社会福祉法人愛星福祉会				

## 4. 利用料金 (契約書第8条参照)

介護予防サービス計画等作成費については、介護保険法令の介護報酬基準上の額によりますが、利用者の自己負担はありません。

介護予防支援費・介護予防ケアマネジメント費	4,420円
初回加算	3,000円
委託連携加算	3,000円

※ 保険料の滞納などにより法定代理受領ができない場合は、全額自己負担となります。その際は、サービス提供証明書を発行いたしますので、後日、サービス提供証明書を市町村に提出しますと払い戻しを受けられます。

## 5. 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント内容について

(契約書3条、4条、5条、9条参照)

- ① 申し込みをいただき、重要事項・契約内容の同意があり、契約を締結したのちサービスを提供します。
- ② 事業所より、担当の職員を選任しますが、変更を希望される場合は、事業所にお知らせください。
- ③ 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの実施にあたっては、適切なアセスメントの実施により、利用者の状態の特性をふまえた目標を設定するとともに、利用者本人を含めたサービス担当者会議等を通じ、専門的な見地から意見を求め、介護予防の効果を最大限に發揮し、利用者の改善の可能性を実現するための適切なサービスを選択できるよう、利用者の自立に向けた目標指向型の計画を策定します。
- ④ サービス事業者に対して、介護予防サービス計画等に基づき、個別サービス計画等の作成を指導するとともに、サービスの実施状況等に関する報告をサービス事業者から月に1回聴取していきます。
- ⑤ 少なくとも3ヶ月に1回は利用者の居宅を訪問し面接をします。利用者の居宅に訪問しない月は、特段の事情がない限り、サービス事業所を訪問しての面接や電話等により利用者とモニタリングを実施します。なお、状況の変化があった場合等、必要な場合についても、必ず利用者宅を直接訪問して面接を行います。
- ⑥ サービスの終了(契約解除)。以下の場合はサービス利用の契約を解除します。
  - a. 利用者の申し出
  - b. 要介護1～5と認定された場合
  - c. 亡くなられた場合
  - d. 事業者の事情でサービス提供を終了する場合は、前もって文書でお知らせするとともに、誠意をもって対応します。

## 6. サービス担当者会議等の情報提供の同意と秘密保持 (契約書10条参照)

- ◇ 利用者とそのご家族の希望により介護予防サービス計画等原案を作成した後に、ご本人及びご家族とサービス提供予定事業者等と介護予防サービス計画等実施の打ち合わせ

会議を開催します。

- ◇ サービス担当者会議へ利用者の個人情報とご家族の状況等を情報提供するためには、利用者と当該家族それぞれの同意が必要になります。予め文書にて同意を得ます。提供して欲しくない情報や事柄がありましたら、担当職員に申し出て下さい。
- ◇ 医療サービス利用を希望した場合、利用者の同意を得て主治の医師（または歯科医師）の意見を求めます。また、作成した介護予防サービス計画等を主治の医師に交付します。
- ◇ 事業所の介護予防支援職員及びその他の職員は、業務上知り得た利用者やご家族の情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この事は、職員でなくなった後でも同様です。また、個人情報保護法に基づき、知り得た情報の取り扱いには万全を期して対応します。

## 7. 緊急時・事故発生時の対応方法（契約書11条参照）

- ① ご利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。
- ② 万が一事故発生の場合は、速やかにご家族、保険者である市町村に報告するとともに、書面による報告義務を課し台帳に記載します。
- ③ 事故については、その原因究明に努めるとともに、事前に起こりうるリスクの確認を行い再発防止に努めます。
- ④ 事故による損害を被った場合には、両者間で協議し、損害賠償を速やかに行います。

## 8. 虐待防止に関する事項（契約書17条）

センターは、利用者的人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため次の措置を講じます。

- ①虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
  - ②虐待防止のための指針を整備します。
  - ③虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
  - ④前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。
- 2 センターは、担当職員または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとします。

## 9. その他運営に関する重要事項（契約書18条）

- ①利用者の生命・身体を保護する為「緊急やむを得ない場合」を除き、身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為を行いません。身体拘束等行う場合は、態様・時間・心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録します。
- ②感染症・非常災害発生時における業務継続に向けた計画策定、研修・訓練を実施します。
- ③感染症の発生及びまん延等防止のため委員会の開催、指針整備、研修・訓練を実施します。
- ④職場におけるハラスメント対策・対応を講じます。

## 10. サービス利用に際してのお願い

- ① ペットをゲージに入れる、リードに繋ぐなどの配慮をお願いします。
- ② お茶やお菓子など、お心付けなどは一切ご不要です。
- ③ ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合はサービス中止や契約を解除させて頂くこともあります。

## 11. 相談・要望・苦情等の窓口（契約書12条参照）

常設窓口	024-962-0354 月～金曜日（祝日及び12月31日～1月3日は除く）午前9時～午後5時
受付担当者	鈴木 直子（社会福祉士）
苦情解決責任者	星 光一郎（片平・喜久田地域包括支援センター センター長）
第三者苦情解決委員	田中 吾一 電話：024-952-2333 阿久津 信一（人権擁護委員） 電話：024-952-2473
苦情解決の方法	<p>(1) 苦情の受付 苦情は、面接、電話、手紙等により苦情受け付け担当者が随時受付します。 また、第三者苦情解決委員に直接苦情を申し出ることもできます。</p> <p>(2) 苦情受付の報告・確認 苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者苦情解決委員に報告いたします。ただし、苦情を申し出た人が第三者苦情解決委員への報告を拒否した場合は報告いたしません。第三者苦情解決委員は、内容を確認し、苦情を申し出た人に対して苦情を受けた旨を通知いたします。</p> <p>(3) 苦情解決のための話し合い 苦情解決責任者は、苦情を申し出た人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情を申し出た人は、第三者苦情解決委員の助言や立ち会いを求めることができます。なお、第三者苦情解決委員の立ち会いによる話し合いは、次により行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 第三者苦情解決委員による苦情内容の確認</li> <li>② 第三者苦情解決委員による解決案の調整及び助言</li> <li>③ 話し合いの結果や改善事項等の確認</li> </ul> <p>(4) 福島県運営適正化委員会の照会 当施設及び事業所で解決できない苦情は、福島県社会福祉協議会に設置された福島県運営適正化委員会（事務局：福島市渡利字七社宮111、電話024-523-2943）に申し立てすることができます。</p>

（介護保険の苦情や相談に関しては、下記の相談窓口があります）

(介護保険サービスの苦情について)	福島県国民健康保険団体連合会
連絡先 024-528-0040	受付時間（平日） 午前9時～午後4時
(介護保険全般に関するお問い合わせ)	郡山市介護保険課
連絡先 024-924-3021	受付時間（平日） 午前8時30分～午後5時15分
(介護予防・日常生活支援総合事業関係のお問い合わせ)	郡山市地域包括ケア推進課
連絡先 024-924-3561	受付時間（平日） 午前8時30分～午後5時15分

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供のため、本書面に基づき以下の者が重要事項の説明を行いました。

事業者

<事業所> 片平・喜久田地域包括支援センター及び  
片平・喜久田指定介護予防支援事業所  
管理者 鈴木 直子

<住 所> 郡山市片平町字妙見館 1 番 1

<説明者氏名> \_\_\_\_\_

令和 年 月 日

以下の者は、書面に基づいて、上記の事業者より重要事項の説明を受け同意しました。

利用者

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

家族（代理人）

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

続柄 ( )